

令和２年度 第６回阿見町農業委員会会議録

１．日 時：令和２年９月１０日（木）午後１時３０分

２．場 所：阿見町役場 ３階 ３０１会議室

３．出席委員：農業委員 ８名

農地利用最適化推進委員 ９名

１番 藤 平 清 子 君
２番 小 泉 治 久 君
３番 柳 生 利 幸 君
４番 浅 野 敬 司 君
５番 吉 田 和 嗣 君
６番 島 田 辰 男 君

１番 渡 邊 通 君
２番 吉 田 一 男 君
３番 山 崎 明 君
４番 小 見 川 清 君
５番 小 松 崎 秀 昭 君
６番 福 岡 み つ 子 君

８番 横 張 清 彦 君

８番 野 口 裕 司 君

９番 栗 山 繁 君

１０番 山 崎 久 司 君

１０番 大 塚 康 夫 君

４．欠席委員：農業委員 ７番 長谷川義洋 君 ９番 青山和泉 君
推進委員 ７番 諏訪原早苗 君

５．議事日程：第１ 議事録署名委員の指名

第２

議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第３号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第４号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

報告第１号 農地法第５条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第２号 農地法第１８条第６項の規定による通知書の受理について

報告第３号 制限除外の農地の移動届に対する決定について

その他

６．農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 関山 学 君

農業委員会事務局 水間 宗 君

７．会議の概要

午後１時３０分 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第４条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席委員は１７名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、１番藤平清子委員・２番小泉治久委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日8月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が23aです。〇〇工業団地から南へ約100mに位置し、譲受人の自宅より約18km、耕作計画は蕎麦です。保有農機具、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機3台、田植機1台、トラック1台です。契約内容は、所有権移転の売買、10aあたり〇〇円です。

整理番号2番、申請日8月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、2筆、面積合計が10aです。〇〇十字路から東へ約350mに位置し、譲受人の自宅より約6km、耕作計画は粟です。保有農機具、トラクター1台、耕運機1台、軽トラック1台、刈払機1台です。契約内容は、所有権移転の売買、10aあたり〇〇円です。

整理番号1番2番ともに、譲受人が町外の方なので、現地調査の際、自宅へ訪問し、農機具の所有状況の確認を行っています。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を5番吉田和嗣委員、整理番号2番を1番藤平清子委員お願いいたします。

5番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は適正に管理されており、境界についても問題ないと思われます。譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

1番： 整理番号2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は適正に管理されており、境界についても問題ないと思われます。農機具の所有状況も確認し、問題はありませんでした。譲受人が、本申請地を取得後も、引き続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長： 会社員は農地を取得する事ができませんが、相続により取得する際、5反部要件はありません。今後、町外の農地所有者が増えていくと思われます。

議長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について>

議長： 続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番及び2番は一体案件ですので、一括して説明いたします。申請日8月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、8筆、面積合計が86aです。〇〇から北へ約100mの距離に位置しており、山林及び住宅などに囲まれており、周辺の農地を

合わせても、農地の広がり10ha未満の小集団の農地です。転用理由は、太陽光発電施設、契約内容は7筆が地上権設定（21年）、1筆が所有権移転の売買です。事業計画は、395Wのパネルを1,944枚設置、造成計画については、敷地内で盛土、切土を行い、周囲にはフェンスを設置し当該地を囲う計画です。雨水は敷地内浸透、給水がないことから、汚水及び雑排水の発生はありません。その他、農業用排水施設や日照、風通し等の障害や農地の分断はありません。なお、本案件については、申請地が3,000㎡以上であるため、茨城県常設審議委員会の諮問案件となっており、今月16日、茨城県農業会議で開催される、常設審議委員会にて報告を行う予定です。

整理番号3番、申請日8月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が4aです。〇〇十字路から南東へ約800mの距離に位置しており、農用地区域外、周囲は幹線道路や既存の工場が隣接しており、周辺の農地を合わせても、農地の広がり10ha未満の小集団の農地です。転用理由は、資材置場、契約内容は賃借権（永年）です。隣接している工場の資材置場として使用されており、農地法の許可を正式に得るため、申請に至ったものです。また、当申請地は農振農用地でありましたが、令和2年6月22日に農振農用地除外を受けております。造成については、盛土、切土は行わず現状のままで利用、隣接している土地については、既存の工場用地となっており、現況確認証明発行の同時申請となっております。雨水については、自然流下を行う計画です。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番2番を3番柳生利幸委員、整理番号3番を1番藤平清子委員お願いいたします。

3番： 整理番号1番及び2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、いずれも休耕中の農地であり、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響ありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

1番： 整理番号3番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明にもありましたが、申請地は既存の工場用地の一部となっております。隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地の営農への影響ありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
（「質疑なし」との声あり）
質疑なしと認めます。
これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
（全員挙手）
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

<議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議 長： 続いて、議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第3号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

整理番号1番、申請日8月21日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1筆、面積は10a、〇〇十字路から北東へ約350mに位置します。現在は森林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状況であります。地目を山林に変更したいとのことで、今回の申請となりました。現況写真（非農

地) 国土地理院平成 11 年 5 月 30 日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。

整理番号 2 番、申請日 8 月 25 日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、5 筆、面積合計は 14 a、〇〇十字路から南東へ約 800m に位置します。議案第 2 号農地法第 5 条諮問案件整理番号 3 番と同様、隣接している工場の資材置場、進入路及び宅地として使用されており、正式に地目変更を行うため、今回の申請となりました。現況写真(非農地) 国土地理院平成 6 年 11 月 2 日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番を 2 番小泉治久委員、整理番号 2 番を 1 番藤平清子委員お願いいたします。

2 番： 整理番号 1 番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明にもありましたが、現在は森林の様相を呈しており、また、公道にも接していないため、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状況であります。よって、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくをお願いします。

1 番： 整理番号 2 番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明にもありましたが、現在は既存の工場用地及び宅地の一部となっております。よって、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
(「質疑なし」との声あり)
質疑なしと認めます。
これより議案第 3 号 現況確認証明の発行について採決をいたします。
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)
賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

＜議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について＞

議 長： 続いて、議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。整理番号 8 番 9 番が農業委員 6 番島田辰男委員に関連しますので、退室をお願いします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

整理番号 1 番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1 筆、面積が 5 a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、5 年の再設定です。

整理番号 2 番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1 筆、面積が 8 a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容はレンコンで、5 年の再設定です。

整理番号 3 番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、2 筆、面積合計が 10 a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10 年の再設定です。

整理番号 4 番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1 筆、面積が 12 a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10 年の再設定です。

整理番号 5 番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、2 筆、面積合計が 12 a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、10 年の再設定です。

整理番号 6 番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、2 筆、面積合計が 9 a、権利は使用貸借でございます。利用権の内容は普通畑で、10 年の再設定です。

整理番号 7 番、申請地、阿見町〇〇、地目は田で、1 筆、面積が 5 a、権利は賃貸借の利用権でございます。利用権の内容は水稻で、1 年の再設定です。

整理番号 8 番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、4 筆、面積合計が 120 a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5 年の再設定です。

整理番号9番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が27a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号10番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が18a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号11番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が18a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号12番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、3筆、面積合計が112a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、1年の再設定2筆、新規設定1筆です。

整理番号13番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑で、1筆、面積が17a、権利は使用貸借の利用権でございます。利用権の内容は普通畑で、5年の新規設定です。

整理番号9番が委員の斡旋による新規設定ですので、最適化交付金の実績として計上いたします。

議長：説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

(農業委員6番島田辰男委員 入室)

<報告事項>

議長：これより報告事項に入ります。事務局お願いします。

事務局：報告事項

1、農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

2、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

3、制限除外の農地の移動に対する決定について

事務処理規定第6条に基づき専決処分したので次のとおり報告する。

令和2年9月10日 阿見町農業委員会 事務局長 吉田 恭久

事務局：報告第1号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は5件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長：報告第1号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。

事務局：続きまして、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、案件は5件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

議長：報告第2号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。

事務局：続きまして、報告第3号制限除外の農地の移動届に対する決定について、案件は1

件です。

内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しました。

議長： 報告第3号については以上です。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

特に発言がないようなので、以上で報告第3号を終わります。

以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局お願いします。

<その他>

事務局： その他（事務連絡）

① 活動報告

○9月 3日（水）茨城農業委員会女性協議会総会〔水戸市〕

②今後の予定

○10月13日（火）～14日（水） 麦種子の配布

○10月16日（金）農業委員会会長・事務局長会議〔水戸市〕

③現地調査及び総会の予定

○10月現地調査 10月 9日（金）当番農委 3番柳生利幸委員
当番農委 4番浅野敬司委員

○10月定例総会 10月12日（月）午後3時30分から

議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後 2時00分 閉会

議長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印